

通関協議会（本関地区）

（令和2年10月開催関係）

令和2年10月開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

○配布資料（議題）

1. ご協力のお願について（「取締強化期間」）
2. 酒税法の改正に伴うNACCS業務コードの一部変更について
3. TCPP に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて
4. 輸入中古農業機械に対する植物防疫所による確認の実施について
5. 令和2年上半期差止公表資料について

次回開催予定日 **令和2年11月10日（火）**

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問・通関協議会の議題等がありましたら、事務局あてご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和2年 秋期「取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり秋期「取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを強化することとしております。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：令和2年10月12日（月）～令和2年10月31日（土）

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通常、あまり見かけない海域・時間帯で漁船・プレジャーボートが停泊している。
- ・ 夜間、沖合い・船舶に向かってライト等でシグナルを送っている。
- ・ 乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。
- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ 輸入中古自動車、船舶等に、何かを隠し入れるために改造したような不自然な跡（二重底など）がある。 等

「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報 **詳しくはWEBサイトで！**

税関 密輸

検索

フリーダイヤル シロイクロイ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸110番
メールアドレス

令和 2 年 10 月
横浜税関業務部

関係者 各位

酒税法の改正に伴う NACCS 業務コードの一部変更について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和 2 年 10 月 1 日（木）付で、酒税関係の NACCS 業務コードの一部に変更がありましたのでお知らせいたします。

当該変更は、平成 29 年の酒税法等の改正に伴うもので、段階的に税率が変更されることとなっております。

具体的な内容につきましては、NACCS 掲示板をご確認いただくとともに、ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先又は最寄りの税関官署にご相談いただきますよう、お願いいたします。

（掲載）NACCS 掲示板

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/docs/2020092800041/>

【問い合わせ先】

○業務部通関総括第 1 部門

電話：045-212-6150

中華人民共和国産のトリス(クロロプロピル)ホスフェートに対する 不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産のトリス(クロロプロピル)ホスフェートに対する不当廉売関税の課税について

2020年9月16日

関税定率法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス(クロロプロピル)ホスフェートであって、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするものに対して、暫定的な不当廉売関税が課されていますが、トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令に基づき、令和2年9月17日(木)から令和7年9月16日(火)まで不当廉売関税が課されます。

「21. 内国消費税等種別コード(輸入)」(共通)

中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産
トリス(クロロプロピル)ホスフェート(2919.90-100(3))

NACCS 用コード	適用税率(%)	
S009001	37.2	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産

参考

- ・財務省告示第231号(令和2年9月16日)
- ・トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(政令第279号 令和2年9月16日)
- ・個別通達「トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」(財関第854号 令和2年9月16日)

輸入中古農業機械に対する植物防疫所による確認の実施について

土の輸入は、有害動植物の侵入を防止するため、植物防疫法において禁止されており、税関においても中古農業機械に土が付着していることを確認した場合には、植物防疫所に情報を提供しているところです。

中古農業機械については、国際的な移動に伴う有害動植物の侵入・まん延のリスクが指摘され、平成29年の国際植物防疫条約(IPPC)総会において、「中古の車両、機械及び装置の国際移動に関する国際基準」が採択されたところであり、このような状況を踏まえ、**必要に応じ、植物防疫所が税関の貨物確認に立ち会うことになりました**ので、ご承知置きください。

【農林水産省パンフレット】

農林水産省 植物防疫所からのお知らせ

土は輸入が禁止されています

— 輸入農業機械類に土が付着しないようお願い! —

⚠ 輸入農業機械に土が付着していませんか?

土は **日本にいない病害虫** が含まれている可能性が高く **日本の農業生産に悪影響** を及ぼすリスクがあります

土の付着の可能性があるもの(例)



トラクター、ロータリー・ハローなどのアタッチメント、耕運機、播種機 など

⚠ 海外から農業機械類を輸入する際の注意点

☞ 輸出前に **土を除去するよう輸出元に依頼** してください。
特に、中古の農業機械には土が付着しているおそれがありますので、事前に除去されていることを確認してください。

☞ 輸入の際には、

- ・土が付着していないかを確認してください。
- ・土が付着していたときは、速やかに最寄りの植物防疫所に届け出てください。

☞ 土を輸入した場合、3年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金が科せられる場合があります。



植物防疫所の主なお問合せ先

● 横浜植物防疫所	045-211-7152	● 門司植物防疫所	093-321-2601
● 名古屋植物防疫所	052-651-0112	● 那覇植物防疫事務所	098-868-2850
● 神戸植物防疫所	078-331-2386		

MAFF
農林水産省

ご不明な点がございましたら
最寄りの植物防疫所に
ご相談ください。

知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最多！

～ 令和 2 年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～

令和 2 年上半期（令和 2 年 1 月～ 6 月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数は過去最多を更新、輸入差止点数は 4 万点超え

- ・ 輸入差止件数は 5,984 件で、上半期としては過去最多を更新しました。
- ・ 輸入差止点数は 43,477 点で、6 年ぶりに 4 万点を超えました。

仕出国（地域）別：中国からの輸入差止件数が全体の 90%超え

- ・ 仕出国（地域）別では依然として中国が大多数を占め、輸入差止件数で全体の 90.6%（5,421 件）、点数で全体の 64.6%（28,067 点）を占めています。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、シンガポールが前年同期と比べて約 35 倍（387 件）、点数では、韓国が前年同期と比べて約 13 倍（12,011 点）と大幅に増加しました。

知的財産別：偽ブランド品などの商標権侵害物品の輸入差止めが引き続き最多
スマートフォン等のグリップなどの特許権侵害物品の輸入差止点数が大幅に増加

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数、点数ともに最多ですが、スマートフォン等のグリップなどの特許権侵害物品の輸入差止点数が 12,582 点（前年同期は 0 点）となり、大幅に増加しました。

品目別：自動車付属品及び時計類の輸入差止めが大幅に増加
健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

- ・ 品目別にみると、自動車用アクセサリなどの自動車付属品の輸入差止件数が前年同期と比べて約 7 倍、点数は約 6 倍、時計類についても輸入差止件数が前年同期と比べて約 9 倍、点数は約 14 倍と大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、化粧品、医薬品、運動用具などの知的財産侵害物品の輸入差止めも引き続き散見されています。

令和2年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

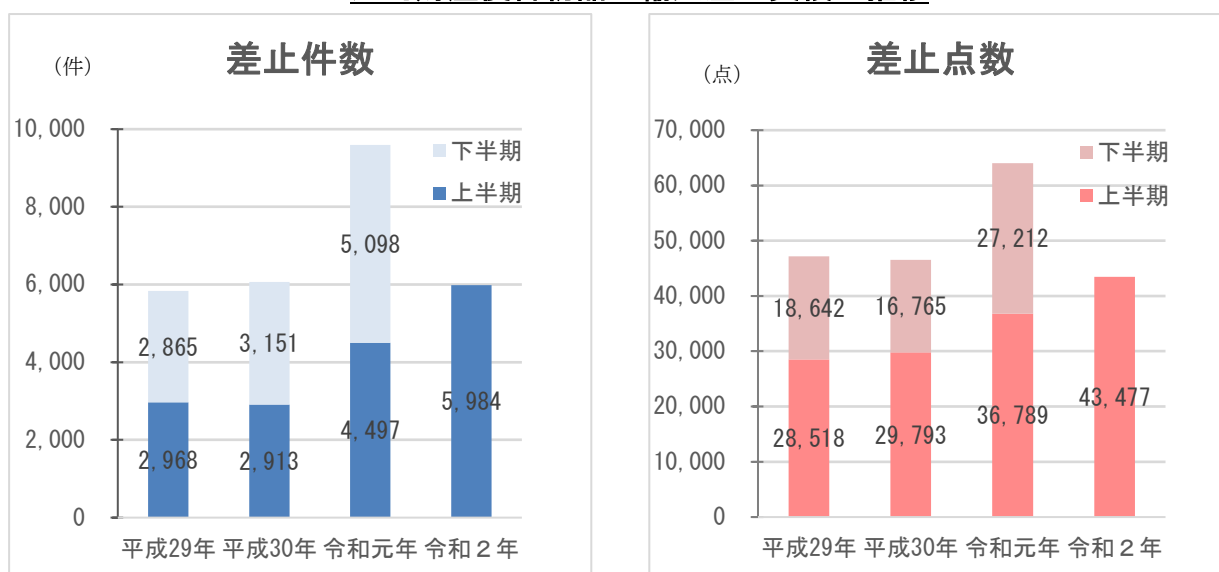
- ◆ 輸入差止件数は5,984件（前年同期比33.1%増）で、上半期の輸入差止件数としては過去最多でした。
- ◆ 輸入差止点数は43,477点（前年同期比18.2%増）で、引き続き増加傾向にあります。
- ◆ 一般貨物の輸入差止件数は23件（前年同期比64.3%増）で、前年より大幅に増加しています。
- ◆ 国際郵便物の輸入差止件数は5,961件（前年同期比33.0%増）で、引き続き増加傾向にあります。
- ◆ 1日平均で32件、238点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（例）1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



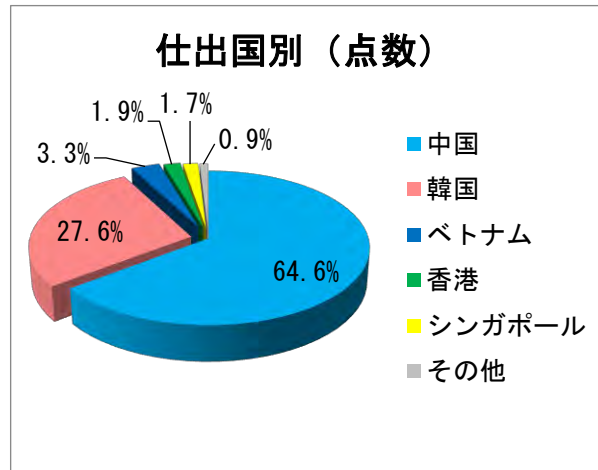
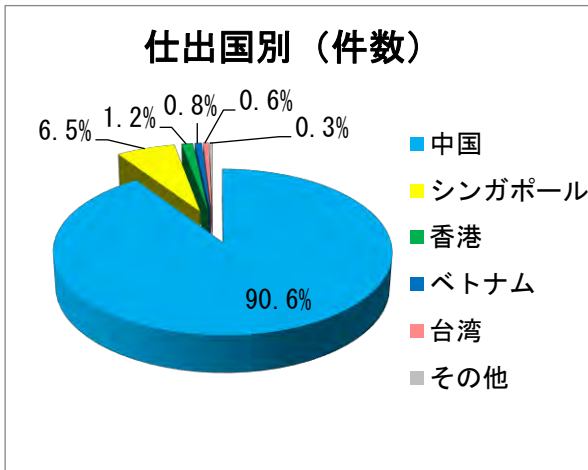
<参考：全国実績との比較>

		平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 上半期	令和2年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	5,833	6,064	9,595	4,497	5,984	133.1%
	点数	47,160	46,558	64,001	36,789	43,477	118.2%
全国 実績	件数	30,627	26,005	23,934	12,844	15,344	119.5%
	点数	506,750	929,675	1,018,880	577,534	272,567	47.2%

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが5,421件（構成比90.6%）、次いでシンガポールが387件（同6.5%）、香港が74件（同1.2%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが28,067点（構成比64.6%）、次いで韓国が12,011点（同27.6%）、ベトナムが1,417点（同3.3%）と続いています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

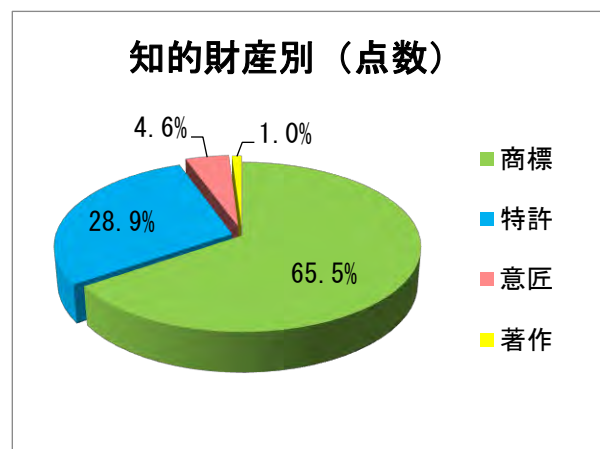
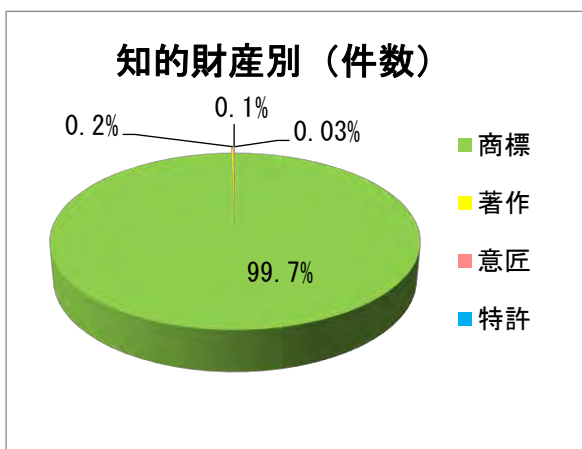


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が5,967件（構成比99.7%）で、全体の大半を占め、次いで著作権侵害物品が9件（同0.2%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数は、商標権侵害物品が28,468点（構成比65.5%）と件数と同様に最も多く、次いで特許権侵害物品が12,582点（同28.9%）となっています。

知的財産別輸入差止実績構成比



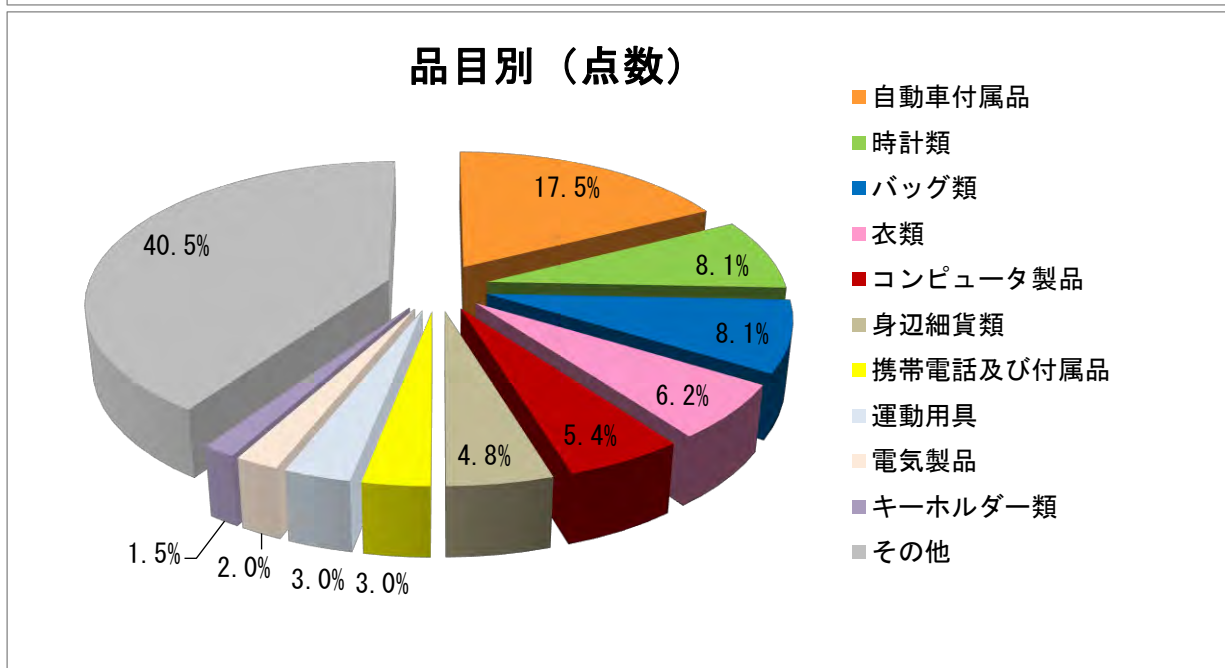
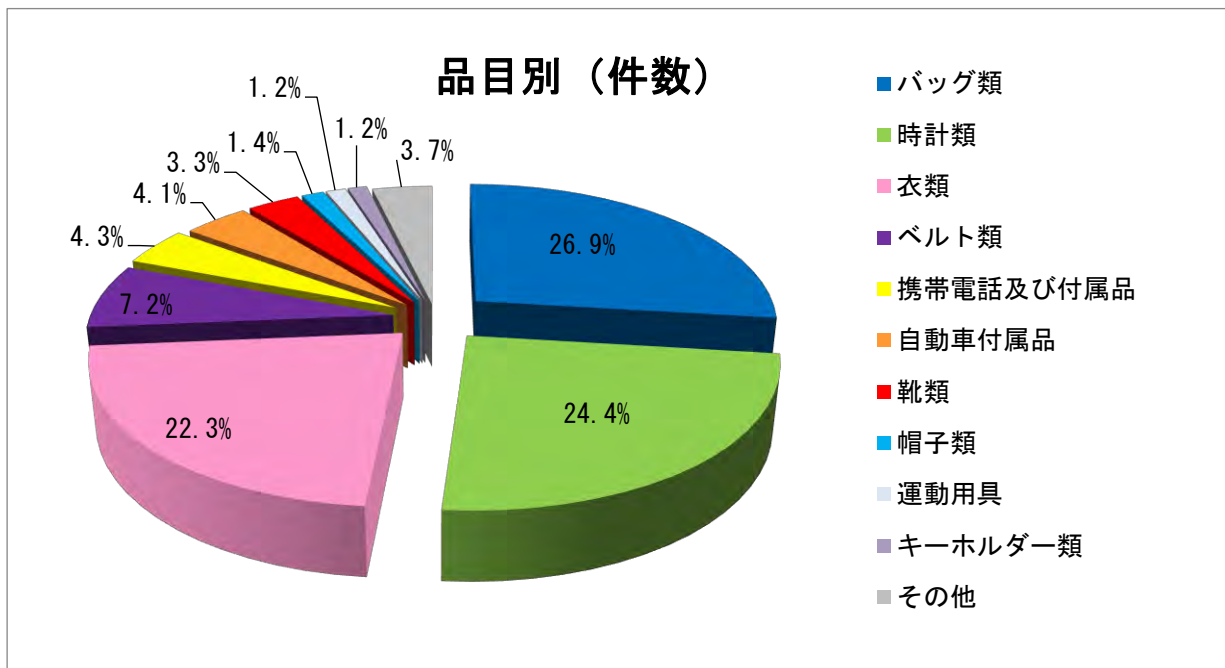
（注1） 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。

（注2） 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 1,662 件（構成比 26.9%）と最も多く、次いで時計類が 1,509 件（同 24.4%）、衣類が 1,376 件（同 22.3%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数は、自動車付属品が 7,625 点（構成比 17.5%）と最も多く、次いで時計類が 3,530 点（同 8.1%）、バッグ類が 3,501 点（同 8.1%）となっています。 前年同期と比べて、上位 3 品目はいずれも輸入差止点数が増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止めが多い物品

バッグ類 (商標権)	バッグ類 (商標権)	衣類 (商標権)
		
(ハンドバッグ)	(財布)	(コート)

時計類 (商標権)	ベルト類 (商標権)	携帯電話及び付属品 (商標権)
		
(腕時計)	(ベルト)	(スマートフォンケース)

健康や安全を脅かす危険性のある物品

オリンピック関連物品

化粧品 (商標権)	自動車付属品 (商標権)	その他 (商標権)
		
(日焼け止め用乳液)	(ブレーキキャリパーカバー)	(メダル)

令和2年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

(1)件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 上半期	令和2年 上半期	令和2年上半期	
						前年 同期比	構成比
中国	5,184	5,506	9,045	4,056	5,421	133.7%	90.6%
シンガポール	141	122	34	11	387	3,518.2%	6.5%
香港	336	255	365	347	74	21.3%	1.2%
ベトナム	2	41	64	29	47	162.1%	0.8%
台湾	9	18	21	15	35	233.3%	0.6%
その他	161	122	66	39	20	51.3%	0.3%
合計	5,833	6,064	9,595	4,497	5,984	133.1%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(2)点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 上半期	令和2年 上半期	令和2年上半期	
						前年 同期比	構成比
中国	40,069	35,177	48,743	23,650	28,067	118.7%	64.6%
韓国	892	718	930	915	12,011	1,312.7%	27.6%
ベトナム	15	2,871	1,613	870	1,417	162.9%	3.3%
香港	1,859	1,282	10,373	10,040	836	8.3%	1.9%
シンガポール	993	719	334	166	737	444.0%	1.7%
その他	3,332	5,791	2,008	1,148	409	35.6%	0.9%
合計	47,160	46,558	64,001	36,789	43,477	118.2%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 上半期	令和2年 上半期	令和2年上半期	
						前年 同期比	構成比
特許権	1	1	0	0	2	全増	0.03%
	2,100	60	0	0	12,582	全増	28.9%
意匠権	22	35	14	3	7	233.3%	0.1%
	7,829	974	2,220	400	1,987	496.8%	4.6%
商標権	5,800	5,982	9,556	4,485	5,967	133.0%	99.7%
	34,416	44,474	58,928	36,184	28,468	78.7%	65.5%
著作権	18	53	26	10	9	90.0%	0.2%
	2,815	1,049	2,853	205	440	214.6%	1.0%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	0	1	0	0	0	—	—
	0	1	0	0	0	—	—
合計	5,833	6,064	9,595	4,497	5,984	133.1%	100.0%
	47,160	46,558	64,001	36,789	43,477	118.2%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

・他人の商品の形態を模倣するもの

・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

3. 品目別輸入差止実績

(1)件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 上半期	令和2年 上半期	前年	構成比
						同期比	
バッグ類	1,675	3,188	4,369	2,282	1,662	72.8%	26.9%
時計類	267	268	336	168	1,509	898.2%	24.4%
衣類	177	391	1,638	661	1,376	208.2%	22.3%
ベルト類	63	69	564	192	445	231.8%	7.2%
携帯電話及び付属品	1,655	896	989	537	265	49.3%	4.3%
自動車付属品	32	105	250	36	251	697.2%	4.1%
靴類	970	735	230	92	201	218.5%	3.3%
帽子類	120	65	344	134	86	64.2%	1.4%
運動用具	150	129	109	73	77	105.5%	1.2%
キーホルダー類	86	115	94	60	73	121.7%	1.2%
その他	926	570	955	427	230	53.9%	3.7%
合計	5,833	6,064	9,595	4,497	5,984	133.1%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(2)点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 上半期	令和2年 上半期	前年	構成比
						同期比	
自動車付属品	1,853	7,875	6,398	1,333	7,625	572.0%	17.5%
時計類	483	383	716	251	3,530	1,406.4%	8.1%
バッグ類	3,307	4,880	5,990	3,167	3,501	110.5%	8.1%
衣類	5,439	2,804	3,762	1,530	2,689	175.8%	6.2%
コンピュータ製品	2,505	5,503	15,464	15,389	2,334	15.2%	5.4%
身辺細貨類	1,118	2,953	4,741	1,488	2,071	139.2%	4.8%
携帯電話及び付属品	9,157	4,209	3,863	2,349	1,310	55.8%	3.0%
運動用具	2,936	1,772	2,670	1,269	1,310	103.2%	3.0%
電気製品	6,245	2,920	2,653	2,480	852	34.4%	2.0%
キーホルダー類	605	1,767	576	150	655	436.7%	1.5%
その他	13,512	11,492	17,168	7,383	17,600	238.4%	40.5%
合計	47,160	46,558	64,001	36,789	43,477	118.2%	100.0%

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

4. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 上半期	令和2年 上半期	前年	構成比
						同期比	
一般貨物	13	10	30	14	23	164.3%	0.4%
	14,593	8,566	21,590	17,920	18,166	101.4%	41.8%
郵便物	5,820	6,054	9,565	4,483	5,961	133.0%	99.6%
	32,567	37,992	42,411	18,869	25,311	134.1%	58.2%
合計	5,833	6,064	9,595	4,497	5,984	133.1%	100.0%
	47,160	46,558	64,001	36,789	43,477	118.2%	100.0%

5. 知的財産別輸出差止実績

令和2年上半期において、輸出差止実績はありませんでした。

《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官

〒 231-0023 横浜市中区山下町279-1

TEL 045-212-6116(直通)

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。